



適正な療養費を申請するための

安心な接骨院選び 3つのポイント

ポイント

1 施術内容や料金について正しい説明がある

- 痛みの原因が外傷性か否かは、保険を適用するかの判断に用いられます。

痛みの原因を把握せずに施術が行われることはありません。

- 保険適用となる施術内容や料金は、厚生労働省の通知により定められています。

保険適用となる施術料はクーポン券や回数券などによる割引きはありません。

- 国家資格者であるか確認しましょう。

	国家資格	内容	施設
国家資格者	医師	医行為	医療機関
	柔道整復師	柔道整復	接骨院
	はり師・きゅう師	鍼灸	鍼灸院
	あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧	マッサージ院
無資格者	特定の資格を要しない	定められた術はない	整体・カイロ・その他



ポイント

2 広告事項を正しく守っている

- 接骨院の広告は柔道整復師法で制限されています。

看板や広告に表記できるのは、「柔道整復師であること」「氏名」「住所」「施術所の名称と所在地・電話番号」「施術日・施術時間」その他厚生労働大臣が指定する事項だけです。



「健康保険が使えます」などの表記は違反です。

肩こり・腰痛・整体・カイロ・スポーツ障害の表記も違反です。

接骨院は看板に“骨盤矯正”“交通事故”などの表記はできないよ。



ポイント

3 領収証を必ず発行する

- 柔道整復師は、患者に対して領収証を無料発行することが義務づけられています。



領収証は施術を証明する大切なもの。毎回きちんと受け取ろう。

日付

柔道整復師名
(接骨院名)

(例) 領収証
健保 一郎 様

保険分合計	600 円
① 一部負担金	180 円
② 保険外	200 円
合計金額 (①+②)	380 円

〇〇年〇月〇日
上記合計金額を領収いたしました。
住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3
施術所名 〇〇接骨院
氏名 柔道整太郎
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

金額

領収印

接骨院は上記のポイントを参考に、慎重に選びましょう。

長期にわたって接骨院にかかりながら、症状の改善が見られないときは、他の疾患が原因となっている可能性があります。専門医の治療が必要なケースも懸念されるため、医療機関を受診しましょう。

- 接骨院にかかる際は、「いつ・どこで・どうして負傷したか」を柔道整復師に伝えましょう。
- 交通事故で受傷され施術を受けた場合は、第三者の行為による被害の届出など必要な書類を健保組合へ提出してください。